

生命保険業界における

新型コロナウイルス感染症への対応について

日本保険学会 第234回関東部会

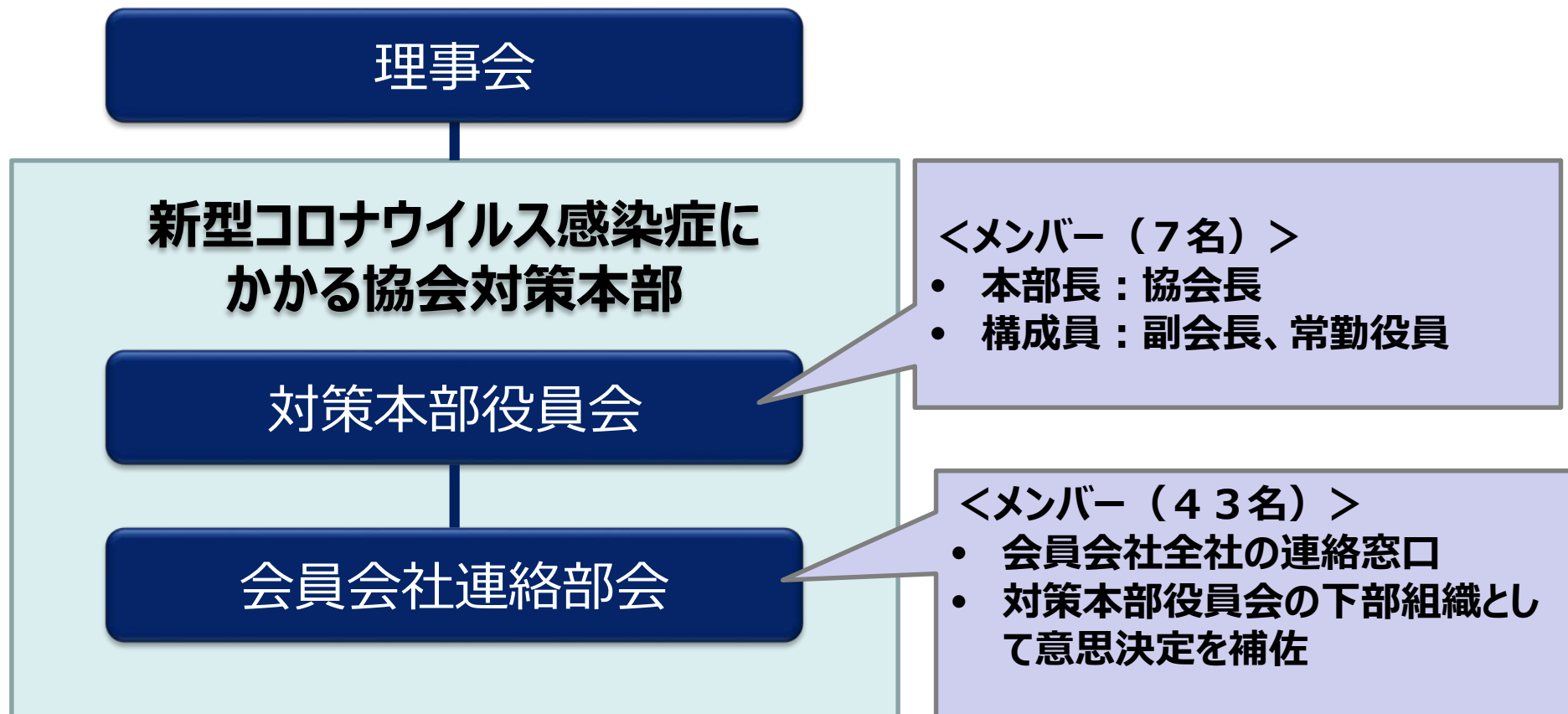
2020年9月18日

一般社団法人 生命保険協会

1. **感染症発生時の対応体制**
2. **感染拡大防止と業務継続に向けた具体取組**
3. **お客さま向けの主な特別取扱い**
4. **新型コロナ感染症に関する対応実績**
5. **医療従事者等への支援**
6. **業界全体での迅速な検討と意思決定に向けた工夫**
7. **今後の課題等**

(1) 対策本部の設置

- ◆2020年2月、生命保険協会では、新型インフルエンザ等対策要綱に基づき新型コロナウイルス感染症にかかる協会対策本部を設置
- ◆協会長を本部長とする対策本部役員会で緊急時の対応策を協議・決定



(2) 対策本部役員会の役割

- 会員各社への要請事項
 - 消費者等との対面を要する業務の自粛要請
- お客さま向けの特別取扱い（業界取組み）
 - 保険料払込猶予期間の延長措置
 - 保険金等各種支払に関する対策
- 生命保険協会の業務の休止、再開
- 寄附の実施
- その他、感染症対策として緊急の対応等が必要なもの

2. 感染拡大防止と業務継続に向けた具体取組み

(1) 感染初期における業界取組

- 金融庁からの要請事項の連絡
 - － 感染拡大防止に向けた取組みの徹底など

- 会員各社への定例アンケート
 - － 会員各社における感染防止の取組みなど

2. 感染拡大防止と業務継続に向けた具体取組み

(2) 緊急事態宣言下における業界取組

- 金融庁からの要請事項の連絡
 - － 感染拡大防止と必要業務の継続に向けた適切な対応など
- 協会業務の休止
 - － 業界共通試験の中止など
- 協会から会員各社への自粛要請
 - － 対面営業等の消費者等との対面業務の自粛要請
- 会員各社への定例アンケート
 - － 緊急事態宣言下での業務継続の状況など

2. 感染拡大防止と業務継続に向けた具体取組み

(3) 緊急事態宣言（一部）解除後における業界取組

□ 協会ガイドライン※の作成

— 協会ガイドラインでは基本的な感染防止策を例示

※新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

— 会員各社では、本ガイドラインを参考に、各社の業務特性や事情等も踏まえ、創意工夫を図る

□ 会員各社への定例アンケート

— 緊急事態宣言解除後の対面営業等の業務の工夫など

3. お客様向けの主な特別取扱い

(1) 感染拡大を踏まえた業界対応

- 保険料払込猶予期間の延長
 - 新型コロナウイルス感染症により影響を受けられ、保険料の払込みが難しいお客様向けの特別取扱い
 - 保険料払込の猶予期間を原則 9 月末まで延長

- 保険金等各種支払の簡易支払いに関する措置
 - 保険金・給付金等の請求にかかる必要書類の一部省略等

3. お客さま向けの主な特別取扱い

(2) 感染者数の拡大、ホテル等での療養の開始等を踏まえた業界対応

□ ガイドラインの作成（各種支払ガイドライン）

- 新型コロナウイルスに感染された方のうち、医療機関ではなく、ホテルや自宅等で療養を受けられた方々に対して入院給付金をお支払いすべく、ガイドラインを作成

□ 簡易証明書の作成

- 医療従事者の方々の事務負担軽減の観点から、業界統一の簡易な証明書様式を作成

3. お客様向けの主な特別取扱い

(3) 新型コロナの影響継続を踏まえた業界対応

□ 保険料払込猶予期間の延長に関する追加措置

- 今年3月以降、各生命保険会社では、ご契約を継続するための保険料の払込みを、保険会社が定める日から最長6か月間お待ちする特別取扱いを実施
- 契約を継続いただくには、原則9月末までに未納の保険料を払込みいただく必要がある（しかしながら、払込みが難しいお客様もおられる）
- 未納の保険料について、9月末までに払込みいただかなくとも、来年4月末まで7か月間延長し、時間をかけて分割払い等の方法で払込みいただけるよう追加措置を実施

3. お客様向けの主な特別取扱い

(4) 個社としての主な取組

□ 契約者貸付

- 資金ニーズがあるお客様に対して、新規の契約者貸付について利息を免除

□ 災害死亡保険金等の支払い

- 新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった場合、災害死亡保険金等のお支払い対象に

□ オンライン診療等への対応

- 医療機関への通院に代えて自宅等で医師による電話診療やオンライン診療を受けた場合でも通院給付金の支払対象に

4. 新型コロナウイルス感染症に関する対応実績

(1) 保険金等支払状況

	件数 (8月末)	金額 (8月末)
死亡保険金	897件	約81億円
うち 災害保険金	337件	約14億円
入院給付金	11,100件	約15億円
うち みなし入院※	4,220件	約5億円

※ ホテル等医療機関以外で療養された方への支払い

4. 新型コロナウイルス感染症に関する対応実績

(2) 特別取扱いの活用状況

	申込実績 (8月末)	備考
保険料払込猶予期間の延長	約25万件	業界全体での取組み
新規の契約者貸付	約90万件	各社での取組みで26社が提供 約5,487億円を新たに貸出し

5. 医療従事者等への支援

□ 医療従事者等への支援（寄附）

- 医療現場の最前線で尽力されている医療従事者の方々などへの支援として、生命保険協会として過去最高額 10 億円を寄附

寄附先	金額
公益社団法人日本医師会	4 億円
公益社団法人日本看護協会	4 億円
クラウドファンディング「新型コロナウイルス感染症：拡大防止活動基金」	2 億円
合計	10 億円

(1) 迅速な検討に向けた集合知の活用

□ 定例アンケートによる取組共有化

- 初めて経験する物事に対し、他社の取組みを共有化し、検討の視点を提供
- アンケートは、感染初期から緊急事態宣言解除後まで各フェーズに応じて内容を変更しながら定例的に実施

□ 会員各社のプレスリリースの共有化

- 毎日、その日に公表されたプレスリリースを共有化
- プレスリリースでは、お客様向けの特別取扱いが多い

(2) 迅速な意思決定に向けた事前準備

- 各部会との事前検討と協会長一任決定
 - 緊急事態宣言の発令に迅速に対応できるよう、事前に各部会等と休止業務等を協議
 - 発令後にすみやかに業界内に連絡できるよう、協会業務の休止等の意思決定は、協会長の一任でできるよう事前に決定

7. 今後の課題等

- **生命保険手続きのデジタル化のさらなる推進**
- **新しい生活様式における会員各社の業務見直しや感染症予防を踏まえた働き方の推進**
- **ポストコロナを踏まえた協会業務のさらなる見直し（オンライン会議、テレワークなど）**
- **新型コロナ対策に関する国際的な連携への貢献**
- **新型インフルエンザ等対策要綱の見直し**